

水戸市通学路交通安全プログラム（第2次）

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和2年8月

（令和4年4月一部改正）

1 プログラムの目的

本市においては、2012（平成24）年4月に京都府亀岡市で起きた、通学途中の児童の痛ましい死傷事故を重く受け止め、関係機関と連携を図りながら、通学路の調査、点検を実施するとともに対策を要する箇所（箇所）の改善に努めております。

このような中、2018（平成30）年5月に新潟市で下校中の児童が連れ去られ、殺害されるという事件が発生し、また、同年6月の大阪北部地震では、学校のブロック塀が倒壊し、児童が巻き込まれ、死亡する事件が発生しました。

これらの事件を踏まえ、通学路の調査において、危険なブロック塀の把握や防犯の観点を取り入れながら、効果的に通学路における安全確保を図り、児童生徒が安全に通学できるよう、「水戸市通学路交通安全プログラム」を改訂するものです。

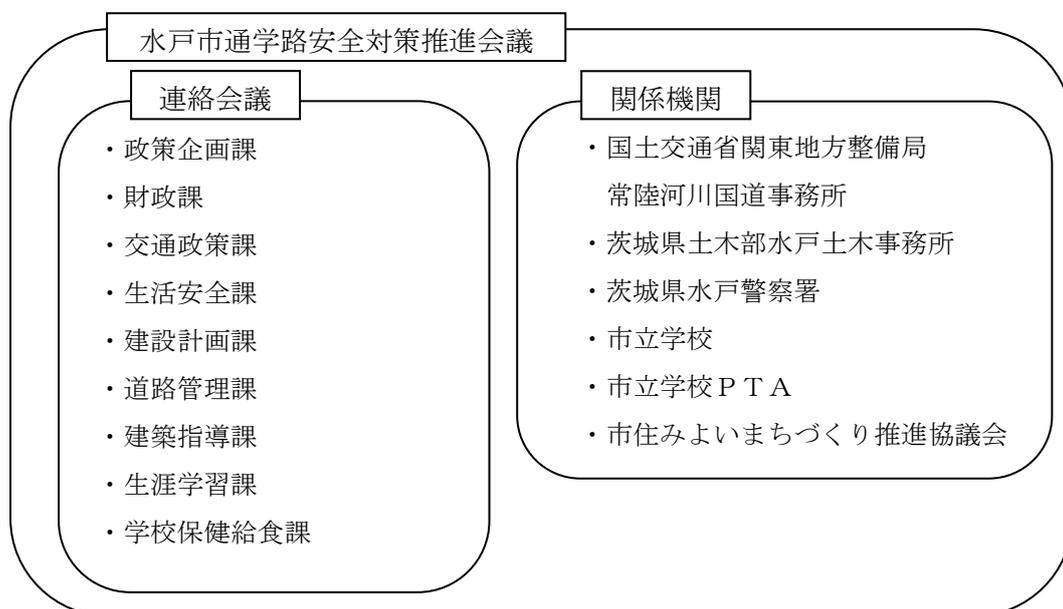
2 プログラムの期間

本プログラムは、2020（令和2）年度からの概ね5年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化等を踏まえた効果的な対策を推進するため、対策箇所及び対策の内容については、毎年度見直しを行い、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を更新していくこととします。

3 プログラムの推進体制

本プログラムは、効果的な対策を推進するため、対策箇所及び対策の内容については、毎年度見直しを行い、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を更新していくこととします。

また、プログラムを円滑に推進するため、「水戸市通学路安全対策推進会議」を設置し、水戸市と関係機関との一層の連携強化のもと、情報の共有化を図るとともに、対策の検討や進捗状況の確認等を行います。さらに、市内に「水戸市通学路安全対連絡会議」を設置し、通学路の安全対策を要する箇所（箇所）の把握、対策の検討を行い、安全対策を着実に進めてまいります。

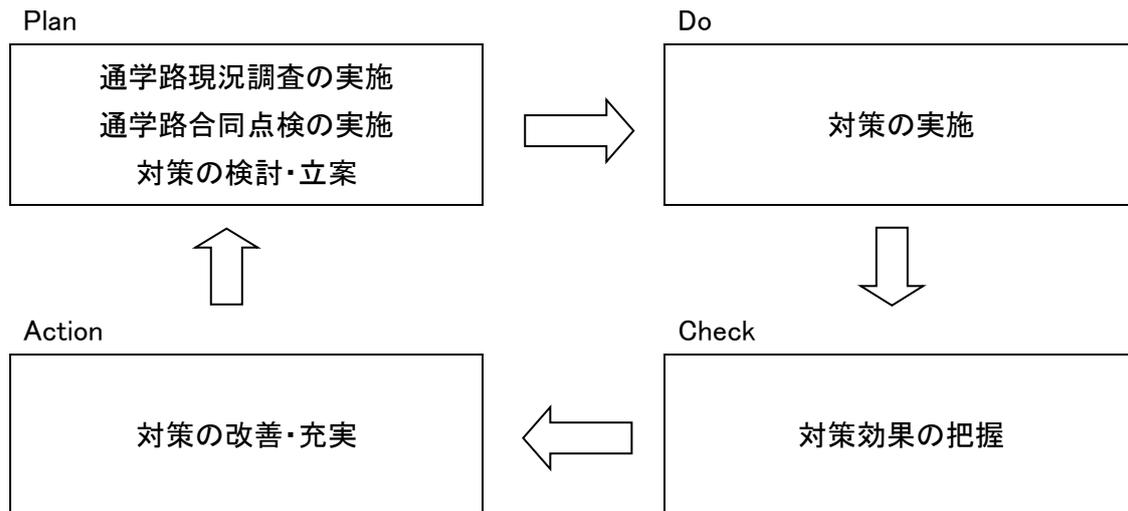


4 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路現況調査や通学路合同点検を毎年実施して、対策を要する箇所を把握を行います。これらの調査と個別の対策をP D C Aサイクルの中で繰り返し実施することで、通学路の安全性の向上を図ります。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 具体的取組

① 通学路現況調査の実施

- ・ 新学期に、全市立学校を対象とした、通学路についての現況調査を実施します。調査項目は、通学路のルートや通学人数、対策を要する箇所（理由、原因）、対策を実施した箇所の効果等とします。対策を要する箇所（理由、原因）については、通学路にある危険なブロック塀や防犯の観点による危険箇所も含みます。
- ・ 調査の実施に当たっては、保護者や地域との連携を図り、対策を要する箇所の詳細な状況把握等に努めます。

② 通学路合同点検の実施

- ・ 通学路現況調査によって事前に把握した学校の要望を踏まえ、毎年夏期に、市立小学校・義務教育学校を対象として、水戸市教育委員会や建設部、市民協働部、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所、茨城県水戸土木事務所、茨城県水戸警察署、市立学校、P T A等関係機関が一堂に会し、実際に歩いて通学路を点検します。
- ・ より実効性の高い対策や改善を図るため、専門的な立場から点検を行います。

③ 対策の検討・立案

- ・ 通学路の交通安全対策をより効果的に実施するため、多くの児童生徒が通行する箇所を優先して対策を図ることを原則とします。あわせて、防犯上危険性のある場所についても対策を検討します。
- ・ 通学路現況調査や通学路合同点検の結果により、明らかになった対策を要する箇所については、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策のほか、交通規制、交通安全教育、スクールガードによる通学路での立哨等のソフト対策など、それぞれの箇所に応じた実効性のある対策を検討します。

④ 対策の実施

関係者間で連携を図り、効果的かつ円滑に進むよう、対策を実施します。

⑤ 対策効果の把握

通学路現況調査や通学路合同点検の結果に基づく対策実施後の箇所については、通学路現況調査に併せて学校関係者にヒアリングを実施し、自動車の通過速度の変化や歩行者と自動車の間隔等の変化など、対策の効果を把握します。

⑥ 対策の改善・充実

通学路現況調査や通学路合同点検、効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

⑦ 対策内容の公表

対策内容については、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市ホームページに公表します。